

第1章 2009年大統領選挙前後のイラン内政

佐藤秀信

はじめに

2009年6月12日、イラン・イスラーム共和国にて第10期大統領選挙が実施され、現職のマフムード・アフマディーネジャードが再選を果たした。しかし開票直後から、社会レベルでは、不正行為があったと抗議する一部国民に対し軍・治安当局が武力で弾圧、また政界レベルでは、体制側による改革派エリートの拘束や刊行物発禁処分が行われ、これらは今でも断続的に続いている。

本研究会は、その発足趣旨において、「未だ実態解明がなされていないイラン内政・外交に対する詳細な分析を行い、その政策決定過程に関して分析を加え、同国が直面する国内的課題について検討したい」との課題を設定している。本章は、このうちのイラン内政部分を担当し、政治エリート、政治勢力、公的機関、国民各層などのアクター同士が取り結ぶ動的な権力関係としての政治システムが、大統領選挙の前後においてどう変容していったかを論じることで、かかる課題の解明に貢献したい¹。

以上の問題意識に沿い、数多の事象を整序するための理論枠組みとして、本章では、政治システム（political system）の一般モデルを援用する。政治学では、政治システムは、システムへの要求・支持（input）、システム内の権限者（authorities）による調整・変換、システムからの出力（output）、出力から要求・支持へのフィードバック・ループから構成される、社会に対する諸価値の権威的配分と定義できる [Easton 1965; 佐々木 1999]。政治システムは、以上のループと共に、政治共同体、体制、権威者という三層の構造から成る。また社会システム論から見れば、政治システムは、社会システムのサブシステムとして、特に政治機能に関わる部分の体系に位置づけられる。

1960年代にD. イーストンやG. A. アーモンドらが提唱・発展させた政治システム論は、政治体制の静態構造ではなく政治現象の機能に着目し、とりわけ流動的な政治過程を制度と情勢の両面から分析する場合には有用と考えら

れる。政治システムの一般概念を本章の意図に合わせるなら、投票、騒擾、コネクション利用などの国民の政治行動が要求・支持部分、最高指導者以下の政治エリート・公的機関から成る権限者が調整・変換部分、決定された政策の実施が出力部分として国民へフィードバックされ、国民がそれを基に政治行動を再決定する、ということになる²。

こうした理論枠組みの採用を踏まえ、本章では、当該時期の事象を時系列に叙述するのではなく、事象の底流にある特定の政治・社会動向の特徴を析出するスタンスをとる³。以下では、最初に統治機構と大統領職について解説し、次に大統領選挙前の注目動向とその時点の政治システムの状態を分析し、その次に選挙後の注目動向を挙げた上で、最後に選挙前後の政治システムの変容を論じる。

1. 統治機構と大統領職

まず、統治機構における最高指導者の権限を解説する。イラン・イスラーム共和国は、根本法であるイラン・イスラーム共和国憲法（1979年12月成立）によって、国家存立の基本条件を規定している。その憲法第5条には、国家の統治と国民指導の権限が特定のイスラーム法学者によって担われるとの規定がある。この規定が、「イスラーム法学者の統治（ヴェラーヤテ・ファギーフ）」体制と最高指導者の存立根拠になる。また、憲法第57条は、行政府、立法府、司法府から成る国権が、最高指導者の監督の下で行使されると規定する。したがって最高指導者は、近代国家が成立するために不可欠な行政、立法、司法の実務権限を当該機構に委ねつつ、国家運営全般を統制する最高調停者と位置づけられる。

最高指導者の具体的な権限は、統治機構各部との関係に関する憲法規定において明瞭である。最高指導者は、体制の全体方針の決定・監督権、全軍の統帥権、宣戦布告権などに加え、憲法監督評議会イスラーム法学者評議員、司法府長、国営放送総裁、全軍統合参謀本部長、革命防衛隊総司令官、各軍の上層部、体制利益判別評議会個人資格評議員、国家安全保障最高評議会名代（事務局長）の任免権、また、大統領選挙当選者の認証権と、最高裁判所長官の判決が国会の不信任決議を基にした大統領の罷免権を有する（憲法第

110条、第112条など)。このような強力な法令権限を有するのが、最高指導者就任前から保守派を支持基盤とするアリー・ホセイニー＝ハーメネイーである。

次に三権の位置づけについて解説する。1979年革命から2005年まで、民選機関である行政権（政府）と立法権下部（国会）は、保守派と改革派⁴の間で分割されてきた。他方で立法権上部（憲法監督評議会、後述）と司法権（司法府：検察庁や裁判所など）は、民選機関ではなく最高指導者の任免機関である。任免機関は、初代最高指導者のルーホッラー・ムーサヴィー＝ホメイニーの体制下では改革派優勢であったものの、現在のハーメネイー体制下では保守派独占である。政府と国会は司法府への介入手段を有さず、逆に司法府は体制全体への法執行権を有する。また憲法監督評議会は、民選機関の選挙を管理するばかりか、事実上の立法権の最終判断権を有する⁵上、法執行の後ろ盾となる憲法解释权を有する。すなわち、ハーメネイー体制下の統治構造では、ハーメネイーと保守派の構造的優位は揺るぎないといえる。

その中で大統領は、満18歳以上の有権者⁶による直接秘密投票によって選出される。大統領の任期は4年、再選可で最長8年間の在任が可能である（憲法第114条）。大統領は、「最高指導者に次ぐ国家最高の公職」と総論規定されるが（憲法第113条）、行政府外では、国家安全保障最高評議会など各種評議会議長といった、取り纏め役程度の権限しか有していない。換言すれば大統領は、統治機構の一部を構成する行政機構の実務責任者に過ぎない。対米関係、核開発問題、中東和平問題など主要外政課題、また治安・軍事、政教関係など内政課題の基本方針は、最高指導者とその側近が決定する。すなわち、大統領が決定権を有する政策分野は、行政分野のうち、経済、保健、インフラ整備、厚生労働といった分野に限定される。

とはいえ、大多数の国民の最大関心事である国内経済政策を主導する関係上、多くの政治エリートにとって、大統領職は、民選ポストの中では最も魅力的な権力ツールとなる。莫大な石油収入の管理責任を負い、人口・経済規模の拡大によって肥大化が進む行政を総括する大統領職の経済権力は、依然として強大といえる。また、最高指導者以下の基本方針に背かない程度であれば、大統領と閣僚は主要内外政課題について相当の自由な主張が認められ、

課題分野の政策実施を担う権限を有する。端的に言えば、大統領と閣僚は、戦略決定権を有さないものの、各課題の行く末を左右する戦術決定権を有すると言ってよい。

こうした大統領職の特質を踏まえ、以下では、第10期大統領選挙前の注目動向を、政界と社会の各領域について、二点ずつ指摘する。

2. 大統領選挙前の状況

(1) 政界動向：保守派の三権掌握による政治体制のファッション化

第一に、ハーメネイー最高指導者と保守派中の革命原理派が行政権・立法権を掌握したことによって、体制のファッション化が進んだことが挙げられる。

前述のとおり、行政府が主導する国内経済政策は体制安定の最重要課題であることから、保革かかわらず有能な人材を政策決定に当たらせる必要がある。ハーメネイー体制の発足後、戦後復興を担ったアクバル・ハーシェミー＝バフラマーニー＝ラフサンジャニー政権には、プラグマティックな政治エリートが重用された。特に1990年代前半には、その脆弱な体制基盤を強化する過程で改革派エリートを更迭することもあったが、概ね実力主義が優先された。別言すれば、イラン政界における政治潮流の多元性は、保守派が改革派を権力から排除しない実力主義優先の寛容性によって確保されてきたといえる。

しかし、この寛容性を消失させるきっかけが、1997年大統領選挙におけるモハンマド・ハータミーの当選、および2000年の国会議員選挙を節目とする改革派の興隆であった。改革派が政府と国会を掌握した2000年から2004年まで、最高指導者の任免機関を独占し構造的優位に立つ保守派と、その権力構造を改革し民主化を図りたい改革派は、憲法監督評議会による法案拒否や選挙時の改革派候補者資格の認定拒否、また改革派の関係者拘束やメディア発禁など司法府による法執行をめぐり、緊張を高めた。その結果、行政・立法機能の低下、改革派支持国民による騒擾が生じ、体制秩序の不安定化が生み出された。こうした事態は、保守派が改革派を体制崩壊に繋がる危険分子と認識し、排除するのに十分な動機となった。

そこで保守派は、改革派退潮に失望する国民の関心を引くために、高学歴

者、実務家、若手中心の革命原理派候補を擁立し、2004年の国会議員選挙と2005年の大統領選挙において、三権全てを掌握した。ハーメネー最高指導者を初めとする従来の保守派は、様々な業界の利害関係を調整しつつプラグマティックな国家統治を志向してきたが、革命原理派の主流は、イラン・イラク戦争後の軍・行政機関の幹部経験者の割合が高く、ミリタリズム的効率主義と最高指導者任免機関への権力集中志向が顕著である。

以上のような体制構造の変容は、以下のような政治機能の変化をもたらした。すなわち、改革派が下野した後、保守派は革命原理派の硬直理念の下に思考停止し、ハータミー政権期には活発だった多様な政策論争に基づく政党活動は、保革共に低調になった。保守派内部にて政策手法をめぐる対立が多々生じているが、ハーメネー最高指導者の政治方針に従順という点では保守派は纏まり、批判的な議論が縮小することでハーメネー最高指導者の絶対化が進んだ。そこでは、日常的な法案成立や政策は円滑に実施されるようになったものの、却って立法機関の形骸化、行政府の道具化＝非政治化が進んだ。また、三権間の幹部交換が飛躍的に増大し、相互の権力監視が有名無実化した。こうした状況は、ファッショ化に類似する全体主義体制の兆候を示すといえよう。

（2）政界動向：選挙管理機関の相互監視機能の消失

第二に、上述のファッショ化が、選挙管理機関の相互監視機能を消失させたことが挙げられる。

イランの統治構造において保守派が行政権を掌握したということは、保守派が選挙管理に携わる全機関を掌握したことを意味する。国政選挙は概ね以下の流れで実施される。すなわち、立候補登録の後、内務省と憲法監督評議会が立候補資格者を選別、内務省とその傘下の州政府⁷が選挙運動と投開票を管理、憲法監督評議会が投開票結果を認否もしくは修正して選挙が終了、その後、最高指導者が当選者を大統領として認証（憲法第110条）し、初めて正式に新大統領が誕生する。つまり、大統領選挙を含む国政選挙は、憲法監督評議会と内務省に専管されるといってよい。

憲法監督評議会は12名の評議員から成り、最高指導者がイスラーム法学者

6名を任命、最高指導者が任命する司法府長が一般法学者6名を推薦して国会が承認する（憲法第91条）。したがって同評議会は、最高指導者の傘下機関であり、現体制下では保守派機関と位置づけられる。同評議会は、前述した立法権上部における国会可決法案の認否権（憲法第94条）、憲法解釈権（憲法第98条）、国政選挙の監督権（憲法第99条）を有する。これに対し内務省は、政府の一官庁であり、その政治傾向は時々の大統領に左右される。

ハータミー政権期では、改革派を排除したい憲法監督評議会と改革派の傘下にあった内務省が、立候補資格審査の基準や投票時の不正行為への評価をめぐる対立したものの、選挙の各段階にて一方が他方を監視するため、選挙管理の各段階が恣意的に操作されにくい状況にあった。2003年の地方議会選挙、2004年の国会議員選挙、2005年の大統領選挙の開票結果は、幾らかの不正行為が指摘されたものの、結果については概ね国民が納得するものとなった。

しかしアフマディーネジャード政権発足以降、内務省が保守派の傘下に入り、憲法監督評議会の選挙監督権が形骸化する可能性が生じた。2008年の国会議員選挙は、その懸念が現実になった選挙として、注目に値する。前回の2004年選挙において多数派を掌握した保守派は、同選挙ではアフマディーネジャード支持勢力とそこから距離を置く勢力に分かれたが、結果として保守派寄り候補者が290議席中200議席前後を占めることとなった。こうした保守派圧勝劇の中で、憲法監督評議会は、選挙の翌々日、選挙違反の調査が終了しないうちから、「わずかな違反もなしに選挙は実施された」と発表した。実際は、開票直後から、投票用紙の不足、開票過程での不正などにアフマディーネジャード支持勢力が関与したとの疑いが、改革派のみならず穏健保守派からも指摘されたものの、選挙がイラン新年の長期休暇直前に実施され、その結果を憲法監督評議会が休暇期間中に確定しこともあり、国内での異議申し立ては翌日の散発的な騒擾と保革諸派による数日間の非難にとどまった。このような憲法監督評議会による巧みな選挙管理術に対し、EU議長国のスロベニアが「国際基準を満たす公正な選挙ではない」と非難声明を発出（3月16日）したことにも明らかのように、従来の国政選挙と比べても、同選挙の特異性は際だっていた。

2008年の国会議員選挙にて憲法監督評議会の監視機能の形骸化が明確となったことで、2009年大統領選挙では、内務省職員の中立性が、公正な選挙を保障する最後の砦となるはずだった。しかし数ある官庁の内、内務省は、その幹部である内務次官や州知事がバスイージの上級構成員であり、革命原理派の影響が比較的強い官庁である⁸。バスイージとは、イラン軍部の一角を構成する革命防衛隊の中で、陸海空の各軍、及び諜報・工作部門のゴドス部隊と並び、五軍の一つを構成する国民動員部門である。総構成員数は若年層を主体に1300万人を超え、イラン最大の動員組織として、政治社会に絶大な影響力を有する⁹。

大統領選挙戦に入る前から、全軍統合参謀本部と革命防衛隊の首脳は、アフマディーネジャード支持を繰り返し訴えていた¹⁰。彼等の政治意思は、内務省を含む末端のバスイージ構成員にまで教化される。こうして、選挙管理委員の名を借りたアフマディーネジャード支持勢力が、多少なりとも投開票場や集計センターなど選挙管理の現場を担うこととなったのである。

(3) 社会動向：バスイージによるパトロン・クライアント関係の強化

第三に、アフマディーネジャード政権がバスイージへの経済支援を強めたことで、地域社会がバスイージへの支持側・不支持側へ、徐々に割れ出したことが挙げられる。

2005年以降のアフマディーネジャード政権は、油価高騰に伴う豊富な外貨収入を財源として、全国民に対するポピュリズム政策、および特定の国民に受益させるクライエントリズム政策を並行させるべく、過剰なばらまき政策を実施した。ポピュリズム政策では、全国各州を精力的に訪問する中で、インフラ整備事業など大規模な地方開発計画を打ち出したほか、私的陳情への対応や現金支給策を迅速に実施した。クライエントリズム政策では、直接的には社会福祉・保障省や住宅・都市開発省などを通じて、間接的には最高指導者の傘下団体やバスイージに政府予算を充てるかたちで、庶民層とバスイージを主対象として、住宅供給、無利子貸付、債権譲渡、現金支給などを実施することで、支持基盤の強化・拡大に努めた。

ところが、ポピュリズム政策の施行では、場当たりに国庫支出を進めた

ため、恩恵を受けられない国民が全国的に少なくなかった。また、インフレ増進、輸入超過、不良債権の増加が加速し、実体経済が圧迫されると、国民のみならず、保革、更には政権内外を問わず、アフマディーネジャードへの批判が強まった。アフマディーネジャード大統領は、これら批判を受け入れないばかりか、反発する閣僚を切り捨てていった¹¹。ただ、ポピュリズム政策は、一過性・不特定の利益配分であり、国民の不満を強く呼び起こすものではない。問題は、受益する者とされない者を明確に線引きし、不可逆的な社会亀裂を生むクライエンタリズム政策にある。

革命前からイランでは、様々な自己要求を実現するために、「ラーベテ (rābete)」と称されるコネクションが重要視されてきた。このコネクションの様態は、政治・経済上の権力構造の変化により、時代ごとに変化してきた。ハーメネイー体制下では、寄進財、政府予算、レント収入、密貿易を財源とし、ハーメネイーとそれに近い高位ウラマーを頂点として、国家機関を通じ社会まで繋がるクライエンタリズムが優勢となった¹²。その中で、アフマディーネジャード政権期に入ると、宗教界が介在しないクライエンタリズム、特に大統領選挙の関連で言えば、バスィージをハブとするクライエンタリズムが強まった [佐藤 2009b]。

内部に革命防衛隊・バスィージ出身者を多数抱えるアフマディーネジャード政権と国会は、政府予算におけるバスィージ関連費目への増配やバスィージ傘下団体に有利な社会経済法案の成立を進めた。その結果、バスィージの経済基盤は強まり、潤沢な活動資金を得たバスィージは、全国の地域コミュニティ・レベルに設置する末端基地において、細やかかつ広範な生活サービスと、それに伴う地域住民の取り込みを、これまで以上に積極的に進めた。

かつて地域社会は、体制側に擦り寄る住民と、それに反発する住民、あるいはその中間としてのフリーライダーや小出しに体制側に擦り寄る住民、全く関与したがない住民など、多様に分かれていた。そこで体制側は、バスィージと共に、戦争被害者や貧困層を主対象とする革命系財団や社会福祉専門の公的団体、あるいは行政機関や宗教施設など複数のチャンネルを介して、国民への生活サービスを展開していた。しかしアフマディーネジャード政権発足後、バスィージの経済基盤の強化によって、それらチャンネルにおけるバ

スィージの比重が増した。それは、生活サービスの過剰な充実と引き換えに、ミリタリズム的な国家忠誠とパトロン・クライアント関係を住民に強いたため、サービス受容者・非受容者間の機会格差拡大を招いた。このため地域住民は、バスィージ側と非バスィージ側を両極として、敵対的な対立関係に規定されやすくなった。

ここでは、バスィージ側住民は、我々＝正義、欧米＝不正義の構図を教化され、欧米と繋がる（とされる）改革派支持者への憎悪を高める。それに対し非バスィージ側住民は、バスィージ側住民の敵対姿勢やパトロン・クライアント関係による権益の専有に不満を高める。地域社会が置かれる環境によって対立の強弱に差はあるが、特にシーア派・ペルシア語が多数派の中央平野部主要都市、また住民間の地縁紐帯が弱い新興都市区域ではバスィージの浸透力は強く、住民間の相互憎悪が高まる条件は揃い易い。

（4）社会動向：バスィージの国民監視・騒擾鎮圧能力の向上

第四に、地域社会のバスィージ末端拠点の機能拡充、および革命防衛隊陸軍・バスィージの編制によって、バスィージの国民監視・騒擾鎮圧能力が向上したことが挙げられる。

前述したバスィージの経済基盤の強化は、バスィージ末端基地による住民監視・弾圧機能をも強化した。バスィージは、生活サービスの一環として、管轄地域の風紀取締りを実施する。バスィージ末端基地は、「勸善禁悪活動」と称して、地域社会における酒類やポルノ媒体の流通、イスラーム的規範を逸脱する宴、未婚男女の接触、女性の着衣の乱れなどの取り締まりを任務とする。地域住民がバスィージ側と非バスィージ側に割れている場合には、私生活に干渉する風紀取締り活動は、非バスィージ側の不満をさらに高める。またバスィージは、軍事基地をこれら一般の基地とは別に設けている。軍事基地は、反体制的な騒擾発生に備え基地内に武器を蓄え、定期的に構成員の一部を民兵の軍事教練へ送り込む窓口になっている。こうした軍事基地が住民子弟を民兵に育て上げることを知る地域住民の一部にとって、軍事基地は住民弾圧の象徴的存在として、バスィージに対する不満の一因になる（これに関わる選挙後の銃殺事件については後述）。

以上のような地域社会レベルの変化と共に、全国的には、2008年に革命防衛隊陸軍とバスィージ軍事部門が州単位で単一の作戦単位に編制されたことが、騒擾鎮圧能力の向上に大きく寄与した。この編制は、前年に就任したモハンマドアリー・ジャアファリー革命防衛隊総司令官の肝いりで進められた隊全体の「バスィージ化」の一環で実施されたものだが、副次的には、バスィージ軍事部門を効率よく騒擾鎮圧に動員することを可能とした。もともと法令上では、バスィージは、治安維持軍（警察）との調整を必要としつつ、一定条件下で法執行権（逮捕権）を行使できる。従来はバスィージが自らの判断で騒擾に対処するケースが多く、治安維持軍の組織的な騒擾対応とは異なるゲリラ的な戦術展開にとどまっていた。しかし編制後は、革命防衛隊陸軍が州内の騒擾動向を把握・分析しつつ、地域社会の把握能力に優れるバスィージを組織統制するようになり、治安維持軍に先んじて騒擾鎮圧の前線に出ることが可能となった。

3. 大統領選挙前の政治システム

先述した選挙前の政界動向を見ると、保守派の三権掌握による政治体制のファッション化から体制構造の全体主義化が、また、選挙管理機関の相互監視機能の消失から要求・支持から調整・変換部分への不正確な入力状態が、導出できる。さらに、社会動向を見ると、バスィージによるパトロン・クライアント関係の強化から政治システムのループ全体の不公平化（＝選挙の重要性低減）が、また、バスィージの国民監視・騒擾鎮圧能力の向上から要求・支持部分への規制強化が、導出できよう。総じて言えば、選挙前の政治システムは、全体主義・独裁色を容易にするシステム全体の規範・機能変容が露わになり、国民の要求・支持が出力に反映されない、あるいは反映が期待できない状態に陥ったと評価できる。

4. 大統領選挙後の状況

（1）大統領選挙後の状況

2009年6月12日、第10期大統領選挙が実施された。午後11時の投票締め切り後に即時開票され、翌13日未明から数時間おきに内務省が開票速報を

発表していった。開票第一報からアフマディーネジャードが60%以上の得票率を維持したまま、13日午後の最終結果発表に至り、同人の勝利が決定した。ところが、開票データの操作、投票箱の放置、投票用紙の不足、投票立会人の不在など、数多の疑惑動向に不満を高める国民による抗議行動が発生した¹³。最終結果発表後には、抗議行動の規模が拡大し、それに対抗するアフマディーネジャード支持勢力とバ斯基ージの武力弾圧が過熱した。死者も発生し、全国の都市部へ騒擾が拡大する事態となった。

12日の投票から騒擾への急展開を受けて、19日、ハーメネー最高指導者は、「自分の考えは[ラフサンジャーニーよりも]アフマディーネジャードに近い」と、発言した。以降、ハーメネー体制は、一貫してアフマディーネジャードの当選の既成事実化と第二次政権の無事発足へ向けて、粛々と手続きを進めた。片や、このような体制の動きに不満を有する一部国民の行動は沈静化せず、各種の記念日などの節目に抗議行動は再燃し続け、今日に至る。以下では、大統領選挙後に看取された注目動向を、政界と社会の各領域について、二点ずつ指摘する。

(2) 政界動向：革命原理派の政治主張の国家イデオロギー化

第一に、19日のハーメネー最高指導者によるアフマディーネジャード支持発言をきっかけに、革命原理派の政治主張が国家イデオロギー化したことが挙げられる。これは、政治システムの規範が特定の政治志向に強く規定され、寛容性を失っていくことを意味する。

演説は全体として、ハーメネー自身の世界観を正確に表出しており、この難局を何とか乗り切りたいとの切実さが滲み出ている点で、歴史的な事件と評価し得る¹⁴。しかしそれでも、ハーメネーは、ラフサンジャーニーを革命の同志として同情したものの、最高指導者としての調停責任を放棄してまでも、アフマディーネジャードを支持していくと決意したのである。

当発言を契機に、ハーメネー体制は、革命原理派へ権力を集中させる代わりに、支持基盤を縮小させた。これは、政界と宗教界双方の動きと連動する。政界では、当発言が保守派全般に対する「踏み絵」となり、穏健保守派を疎外していくことになった。三権掌握後の保守派は、革命原理派がその中

心権力を握りつつあるとはいえ、日々の国家運営のために有能な人材を確保する必要上、政治潮流としては、プラグマティックな穏健保守派から改革派殲滅を主張する強硬保守派までの幅広い勢力から構成されざるを得なかった。しかし当発言後、アフマディーネジャード側に付くか否かの「踏み絵」を迫られた結果、ラフサンジャーニー側との関係が深い穏健保守派のテクノクラートが、政府の要職から排除されるようになった。こうした中で革命原理派が多数派を形成する国会は、革命原理派であってもアフマディーネジャードの政策手法に是々非々で望む議員が少なくなく、開票後は同人当選の正当性に疑問を付すなど、政府と距離を置いた¹⁵。しかしながら政府と国会の対立は、立法・行政分野における革命原理派内の寡占的競合を成立させ、却って穏健保守派の排除を助長する効果を生んだ。

宗教界では、ハーメネイー発言後、宗教界上部におけるハーメネイー＝アフマディーネジャード路線の主導権確立、およびそれに伴う宗教界の言論自由の閉塞化が、改革派と穏健保守派を沈黙させることになった。これについては、2009年末に数少ない改革派支持のシーア派最高権威、ユーソフ・サーネイーの自宅がバスィージに襲撃され、さらに年を跨いで1月早々、ゴム宗教学院教員協会がサーネイーの最高権威位の要件欠格を表明し、その後は革命原理派のウラマーたちが保守系メディアを中心にサーネイー非難を展開したことが、象徴的事例といえる。かかる襲撃・非難は、上述した政界の穏健保守派疎外と密接に関連する。それは、改革派の象徴である宗教権威をスケープゴートにすることで現政権へ露骨に擦り寄るのみならず、宗教界の言論を上部から統制して特定政治潮流に従属することを、明快に示すものであった。すなわち、体制側が宗教界の政治化を強いることで、宗教界全体の政治的弱体化を助長させる効果を生んだのである¹⁶。

(3) 政界動向：革命原理派の非寛容性

第二に、改革派政治家・知識人に対する革命原理派の攻撃が急進化する過程で、外敵とそれに繋がる内部分子の排除という排他的な側面が、革命原理派の統治理念の中で前衛化したことが挙げられる。この内部浄化の実践は、上述した政治主張の国家イデオロギー化と併せ勘案すれば、理念・実践双方

のレベルで、革命原理派主導の全体主義化を推し進める動きと考えられる。

外敵の排除というテーゼは、革命時から体制の中核理念であり続けたが、国政選挙時に対立候補への攻撃材料に使われるのは、初めてとあってよい。選挙前、改革派が推すミールホセイン・ムーサヴィーへの国民支持が急速に盛り上がった頃から、革命防衛隊は、「ホルダード月2日」勢力（＝ハータミーが当選した1997年の大統領選挙日を名称にとった改革派政治連合の残党）がムーサヴィー陣営を通じ、西洋民主主義を範とする無血の体制変革「ピロード革命」を目指しているとして、極度の警告を鳴らしてきた¹⁷。こうした心理上の事前準備をしてきた革命防衛隊や司法府は、選挙直後に騒乱が急拡大する際、素早くムーサヴィー陣営の壊滅に乗り出していった。ムーサヴィー陣営や「ホルダード月2日」勢力の改革派政治家・知識人が、選挙の翌々日から多数拘束されていった手早さは、かかる背景による。

8月1日から開始された革命裁判所による改革派関係者約100人の公開審理は、毎日のように続いた騒乱の収束を図るべく国民に提示した政治ショーというだけではなく、これまでの改革派弾圧が「殲滅」の水準へ移行したことをも、意味する。7～8月にかけて、革命原理派とそれに接近する保守派ウラマーらは、ムーサヴィー、ハータミー、メフディー・キャッルービーら改革派大物政治家の訴追や次期選挙への立候補資格不認定を声高に叫びだし、次第にバヌーージが機を見て、彼等に対し実力行使を含めた圧力をかけていった。三権の長を務めた人物を政治的に抹殺しようとの動きは、革命直後の時期以来といえるが、これは革命原理派にとって現状の危機が、革命時と同等の政治的不安定状態に立脚しているためである。

（4）社会動向：国民の選挙制度への信頼性低減

三つ目に、大統領選挙前から選挙管理機関の相互監視機能が消失し、それが現実の選挙にて実証されたことで、民主的な選挙制度に対する国民の信頼性が大幅に低減したことが挙げられる。ここで問題となるのは、アフマディーネジャードが最多得票を取った現象というよりは、国民の眼にも明白なほどの不正疑惑を隠蔽してしまう選挙管理体制にある。今次選挙によって国政選挙は、体制の権力基盤の再確認と、政治動員の成果を誇る政治劇場へ変貌

したといえる。選挙制度への信頼性が低減し、抗議行動や騒乱などの異議申し立てが全く聞き入れられない現状下では、個人・特定集団の政治意思を受け入れるルートは、体制と国民の特定部分を結ぶパトロン・クライアント関係のみとなった。

このように参政権の平等を根底から崩す事態は、民主化を希求するごく一部の国民層のみならず、国政選挙を自己利益実現への一選択肢と考える国民層にとっても、意思表示の手段を喪失する重大事となる。選挙にてアフマディーネジャードを支持した有権者の中でも、彼やその支持層が構築するクライエントリズムのみに依存する国民層を除き、かかるクライエントリズムを都合良く利用しつつ、公正な国政選挙に民意反映意義を認める層は少なくない。先述したバスィージによるパトロン・クライアント関係の強化は、社会に暴力衝突を招きうる亀裂を生じさせたが、国民の多数を占める都市庶民・中産層は、体制側と抗議運動側のいずれかに小出しに協力・参加、あるいは不干渉の態度を示すなど、自らの生活を守るため、政治的戦術を日常で駆使する。開票後に大規模な抗議運動に参加した国民数が、武力弾圧と共に減少したのは、積極参加がその後の社会生活に影響するからである。逆に言えば、弾圧が個人の特定に及ばない抗議運動であれば、これら国民は容易に参加し得る。

以上のような抗議運動に対する都市庶民・中産層の参加姿勢は、直接的な分析根拠が存在しない¹⁸が、以下二点の今次抗議運動の特異性から推測されるものである。第一に、夜間の一斉合唱、一斉停電、体制批判の落書き、投書などの多彩な非暴力運動が長期間に継続していることが挙げられる。過去にも類似の動きは短期間にあったが、長期間に続くのは、覆る可能性のない開票結果ではなく、将来にも続く選挙制度に国民の関心があることを示している。また、このような非暴力型の抗議運動は、集団抗議行進に比べ、参加の有無を特定されにくく、また時間・場所の拘束が緩いため、戦術的な参加を容易にするものと考えられる。第二に、抗議運動の発生地が、過去の運動よりも全国的に広く中小都市にまで波及したことが挙げられる。これは、前述したバスィージによるクライエントリズムが広く都市部において行われた結果、社会亀裂が顕著な多くの都市で、運動が盛り上がったためと考えられ

る。体制側が主張するような改革派の扇動や欧米寄り国民の特殊な政治蜂起ではなく、全国くまなく共有される参加動機が、波及の根底にあることを示している。

（5）社会動向：生活経済と治安維持における国民の不満増大

前述したような国民が抗議運動側に協力・参入する動機は、日常的な社会生活において最も重要な生活経済と治安維持の二領域に根ざしている。いずれの領域へも、体制側は補助金とバスフィーという甚大なコストをかけて日常生活の深部まで干渉し、社会の自由を制限してでも、国民の統制を図る。そこでは、生活経済を悪化させず、ほどほどの治安維持政策によって国民のストレスを抑えるという、統治技術が体制に要求される。しかし、大統領選挙後、生活経済と治安維持における将来への失望、すなわち、より良い富と自由を享受するための希望が開けない鬱憤が、国民の間に高まっているといえる。

生活経済の問題は、油価変動と世界同時不況によるグローバルな経済変動に対応しきれなかったアフマディーネジャード政権の失策の影響が、国内に広く浸透したことが背景にある。2005年8月の政権発足時には60～70\$/bbl. レベルだった原油価格は、2008年中盤には140\$/bbl.を超えたものの、リーマンショックから2009年に入るまでに30\$/bbl.近くまで落ち込み、再び10年にかけて70～80\$/bbl.へ上昇した。アフマディーネジャード政権は、前半期に急増した原油輸出収入を、ポピュリズムとクライエントリズムによる国内へのばらまきに費やした。国内への資金流入は、マクロ経済指標の向上を実現したものの、内実は、輸入高の増大と国内産業基盤の弱体化を引き起こした。また、こうした中での輸入障壁の引き下げ、金利引き下げといったセオリーに逆行する失策は、物価高騰、高失業率、貧富拡大、エネルギー需要の拡大という従来 of 経済問題を更に深刻化させた。

とはいえ、アフマディーネジャード政権のばらまき政策は、国民の大半を占める庶民層で好意的に受け止められやすく、政権安定に貢献してきた。また、大統領選挙中の油価再上昇は、同人の選挙戦に有利に作用した。しかし今後、油価上昇が止まれば、第一次政権前期と同規模のばらまきは期待でき

ず、逆に油価高騰が続けばばらまきは加速し、上述の経済問題は更に深刻化する。結局、ばらまきを止めるのが最善だがその方途は採れず、中長期的に同政権後期、ひいてはその負債を引き継ぐ次期大統領への国民支持は、低落する可能性が高い。

ばらまきの功罪のジレンマに苦しむ政権は、一方で、基本物資（パン、基本食料品、ガソリンなど）向け補助金を削減し、貧困層への直接給付へ比重を移す補助金目的化法によって財政負担の軽減を狙うが¹⁹、他方で今後、政府株配分、無利子貸付枠の拡大、低価格の公営住宅の普及、住宅ローンの低利子・無利子化、公務員向けクレジットカードの配布など、ばらまき政策を依然として続けようとしている。また、政権の経済政策は、革命防衛隊による建設や通信などの経済分野進出を促進させたが、これは競争的な市場形成を阻害し、パトロンとなる革命防衛隊に対する各業界事業者のクライアント化、および談合体質と高コスト体質の強化を促す。ばらまきの継続と革命防衛隊の経済分野進出は、中長期的には現状の非効率な経済構造を更に悪化させるしかない。

もう一つの治安維持の問題は、体制側が一部国民による抗議運動を苛烈な暴力で抑え込み、国民生活の監視を強化したことで、社会生活の自由規制を厳しくしたことが挙げられる。これは、選挙前の革命防衛隊陸軍とバスイージ軍事部門の編制による軍活動と警察活動、およびバスイージ一般部門の風紀取締り活動の、三活動の一元的運用を背景とする。

大統領選挙直後から、革命防衛隊とバスイージが治安維持の最前線に出たことで、軍機関が警察化する体制が現実のものとなった。従来、騒擾発生時には治安維持軍の機動隊が騒擾拡大の防止に当たり、バスイージは扇動分子の壊滅に当たるといふ、一種の分業体制が敷かれていた。しかし、今次騒乱のように抗議運動側の規模と抵抗度合いが機動隊の防御能力を上回る場合、バスイージの攻撃能力が拡大防止の前線にならざるを得ない。

かかる衝突構図の中、体制側における先述の革命原理派への権力集中、および革命原理派の非寛容性は、バスイージの弾圧過激化を後押しする間接要因となった²⁰。これは例えば、6月15日、テヘラン西部の新興住宅地にて、前述したバスイージ軍事基地に対する抗議集団の投石・押し入り等に反撃す

る形で、バスィージの武装兵が抗議参加者を銃撃・殺害した件が象徴的である²¹。この類例としては、6月20日以降、世界中に配信されたネダー・アーカーソルターンへの銃撃動画が特に有名であるが、いずれにせよ、騒乱発生直後のバスィージによる銃撃を含めた攻撃態勢確立の素早さは、以上の諸状況を背景にしていたと言える。

また、軍機関の警察化は、従来のバスィージによる風紀取締り活動と一元化し、国民監視の範囲を拡げることとなった。国民の私的領域に介入しかねないバスィージの監視機能は、騒乱発生以降、国民の抗議運動側への協力・参入を抑制するために、政治社会の秩序矯正に活用されることになった。従来、バスィージを含む情報・治安当局は、相互に連携して反体制的な人物を個別具体的に監視対象としてきたが、今次騒乱以降は、特に抗議運動への協力・参入が多く見られる地域社会において、地域社会全体を無差別に監視対象とした。これら軍機関の警察化と国民監視の範囲拡大は、特に都市部の富裕・中産層の反感を増幅させ、バスィージなど体制側の社会規制策に適應する国民との亀裂を拡大させた。

結論：大統領選挙後の政治システム

前節では、投票とその後の異議申し立てという要求・支持部分を始点とし、開票とその後の対応という権限者の調整・変換と出力を経て、政界の権力体質や国民の政治観へのフィードバックに至る大統領選挙後の動向について論じた。そこでは、革命原理派の政治主張の国家イデオロギー化およびその非寛容性から体制の全体主義化の加速、国民の民主主義制度への信頼性低減から要求・支持部分のクライエンタリズムへの傾斜、そして国民多数の戦術的な抗議運動への参加持続および生活経済と治安維持における国民の不満増大から要求部分における異議申し立ての拡大、が導出できる。総じて言えば、選挙前の政治システム分析にて指摘した全体主義・独裁色を容易にする規範・機能変容、および国民の要求・支持が出力に反映されない、あるいは反映が期待できない状態という二点が、大統領選挙後に派手に現象しただけのことであった。

10年程度のスパンで概観すれば、このようなシステム各部の変容は、今世

紀に入ってから改革派の退潮と革命原理派の興隆を起点として、ハーメネイー最高指導者と革命原理派から構成される調整・変換部分が変質／偏執していったことに、端を発する。既に筆者は別稿にて、革命原理派がパラノイア的に弾圧を継続することで寛容性を失う過程を、「自壊」と形容した〔佐藤2010〕。この「自壊」とは、政治システムの修復に関与できるアクターが革命原理派に限定され減数することで、政治・経済・社会の様々な分野を包含するトータルな政策決定・統治の能力が低減し、システムの不調が進む悪循環を意味する。

しかしながら現在のイランでは、そのような不調の兆候が随所に見られつつも、実際には政界の秩序は維持され、日々の行政は粛々と執行され、国民の生活経済はおおよそ保たれている。したがって本章は、現状ではシステムの不調が不可逆的に進むか否かの分岐点にあるが、体制崩壊が現実味を帯びる段階には未だ到達していないと結論する。

最後に、今後の展望について若干の言及をしたい。佐々木は、政治共同体、体制、権威者の三層構造に関する D. イーストンの議論を以下のように要約する。

「...出力の変化で対応できるならばそれでよいが、それで不十分な場合には政策決定者の交代が必要になり、それでも対応ができない場合には体制を部分的に修正するか、あるいは全体を修正することも問題となる。そして、究極的には政治共同体の崩壊にまでおよび得るのである〔佐々木 1999: 76〕」

この説明に沿えば、おそらくイランの現状は、出力変化による対応が不十分な段階にあるものと理解される。システム変容の発端となった政策決定者（調整・変換部分）を交代するという事は、最小限の対応はアフマディーネジャード大統領の途中退任か任期満了（と適切な新大統領の登場）、最大限の対応はハーメネイー最高指導者の退任や革命防衛隊の退潮が想定される。筆者としては、どの方が採られるのか、現時点では予測に必要な確たる分析材料を有していないが、いずれにしても、何ら抜本的な改革がないままでは現在の政治システムは存続し得ないだろうというのが、確信に近い実感ではある。

本稿にて示した筆者見解は、筆者勤務先の見解一般を表したものではない。

参考文献

- 佐々木毅 1999『政治学講義』東京大学出版会。
- 佐藤秀信 2005「第9期イラン大統領選挙：革命原理派の権力奪取へ」『中東研究』第489号、53-79頁。
- 佐藤秀信 2009a「イラン・イスラーム体制の国民訓育技術」『現代の中東』第46号、22-35頁。
- 佐藤秀信 2009b「イラン政治の権力構造とクライエントリズムをめぐる覚書」『イラン研究』第5号、125-142頁。
- 佐藤秀信 2009c「大統領選挙が露わにしたイラン社会の亀裂」『世界』8月号、25-28頁。
- 佐藤秀信 2009d「迫りくる『ビロード革命』とイスラーム革命防衛の『本土決戦』」『アジア研ワールドトレンド』10月号、22-24頁。
- 佐藤秀信 2009e「イスラーム革命防衛隊とは何か」『中東研究』第505号、41-58頁。
- 佐藤秀信 2010「イラン体制は自壊を食い止められるのか」『世界』3月号、29-32頁。
- ファクレジャハニ、アレズ 2009「われわれは無限大だ：世界でも稀なイランの抗議運動に見る新たな市民のネットワークと社会編成の力」『現代思想』12月号、220-229頁。
- 松永泰行 2007「三年目に入ったアフマディーネジャード政権下のイラン内政と対米関係」『中東研究』第497号、23-31頁。
- 松永泰行 2009「内政からの体制変換へ：ハーメネイ最高指導者の選択とその帰結」『中東研究』第505号、31-40頁。
- 吉村慎太郎 2010「『6月危機』とイラン革命30年」『歴史学研究』第864号、35-42頁。
- Alamdari, Kazem 2005, "The Power Structure of the Islamic Republic of Iran: Transition from Populism to Clientalism, and Militarization of the Government", *Third World Quarterly*, vol.26, no.1, pp.1285-1301.
- Ansari, Ali (ed.) 2009, *Preliminary Analysis of the Voting Figures in Iran's 2009 Presidential Election*, Chatham House and the Institute of Iranian Studies, University of St. Andrews
- Easton, David 1965, *A System Analysis of Political Life* (薄井秀二・依田博訳『政治生活の体系分析』早稲田大学出版会 1986年)
- Szrom, Charlie 2010, *Structural Patronage in Iran: Implications of Subsidies Reform for Iran and U.S. Policy*, American Enterprise Institute
- Thaler, David E. (et al.) 2010, *Mullahs, Guards, and Bonyads*, RAND Corporation

引用ウェブサイト

- ハーメネイ最高指導者 (<http://www.khamenei.ir/>)
内務省 (<http://www.moi.ir/>)

一注一

¹ 本章脱稿時点で、日本語で参照しうる大統領選挙後の情勢分析としては、中東調査会による「特集：激動イランの行方—第10期大統領選挙とその後の混迷」『中東研究』第505号（2009年9月発行）、および日本貿易振興機構アジア経済研究所による「特集：イラン—革命から30年目の危機」10月号『アジア研ワールドトレンド』（2009年10月発行）の論集が、この他にはファクレジャハニ（2009）、吉村（2010）、佐藤（2009c; 2010）などがある。

² もっとも、政治システム論は、このような概括的説明にとどまるのではなく、システム外の環境、システムの機能・能力・構造などについて、より精緻化された実践理論である。本章は、政治社会学の事例研究という側面から、理論と実証の相互検証が容易な程度に政治システム論の基本概念を用いるものである。

³ 本章は、大統領選挙をめぐる一般的な政治・社会事象については、*Īrān, E'temād-e mellī, Jām-e jam, Abrār, Kārgozārān*の各日刊紙、BBC Persian、Radio Fardaなどのウェブサイト、革命防衛隊とバ斯基ージの動向については、週刊紙の*Sobh-e šādeq*、革命防衛隊とバ斯基ージの通信社（<http://www.sepahnews.com/>、<http://www.basijnews.ir/>）を参照し、逐一の引用掲載を避けた。

⁴ 本章は、1980年代の自由経済派・右派にルーツを有する保守派、および同じく統制経済派・急進派・左派にルーツを有する改革派が政治潮流の二極にあり、保守派の最大極から改革派へ向けて、革命原理派、穏健保守派、穏健改革派、急進改革派が配置されるとの簡潔な理解で、議論を進める。

⁵ 国会と憲法監督評議会との間で、法案が修正されずに二度往復した場合に、体制利益判別評議会が法案を預かり、最終的な裁定を行う（憲法第112条など）。ただし、体制利益判別評議会にて裁定される法案は相対的に極少の上、体制利益判別評議会評議員には憲法監督評議会イスラーム法学者評議員6名が含まれており、国会からは国会議長1名のみが出席できることを考えると、憲法監督評議会の優位は明瞭である。

⁶ 大統領選挙法第36条では、16歳に入る年齢（満15歳以上）と規定されていたが、後に18歳以上に引き上げられた。

⁷ 州知事は内相の推薦と閣議決定により任命され、それ以下の行政単位の長は、内相あるいは州知事が任免する。

⁸ 内務省のバ斯基ージ活動については、内務省ウェブサイトを参照。

⁹ 革命防衛隊とバ斯基ージの詳細については、佐藤（2009a; 2009e）を参照。

¹⁰ 代表的な事例としては、2009年1月にフィールーズアーバーディー全軍統合参謀本部長が繰り返し公言したアフマディーネジャード支持が挙げられる。全軍統合参謀本部は、国軍、革命防衛隊、治安維持軍（警察）の三軍間に共通する事案の調整を主な任務とし、その長であるフィールーズアーバーディーは、バ斯基ージの最高階級を有する。

¹¹ 閣僚による批判の事例としては、2008年4月、アフマディーネジャードと出身政党（イスラーム革命献身者協会）を同じくする側近のダーネシュジャアファリー経済大蔵相が、大統領の通貨供給政策への批判を強めたために解任された件が挙げられる。

¹² ハーメネイ体制下のクライエンタリズム構築について論じたAlamdari (2005)は、アフマディーネジャード政権成立前に、将来的に革命防衛隊によるミリタリズムがクライエンタリズムを終焉させる可能性が高いと予測したが、政権成立後の展開を見ると、クライエンタリズムを伴うミリタリズムが進行しているといえる。また、Thaler (2010)は、かかるコネクションについて、こちら側 (khodī) / あちら側 (gheyr-e khodī) との区分を用い、興味深い議論を展開する。

¹³ 疑惑動向の事例については、数多の指摘があるが、とりあえず開票データについてはAnsari (2010)、その他については、ファクレジャハニ (2009) を参照。

¹⁴ 演説全文については、ハーメネイー最高指導者のウェブサイトを参照。

¹⁵ アフマディーネジャード不支持派の反応については、例えば「憲法監督評議会の一部メンバーは大統領選挙の特定立候補者を支援している」とのアリー・ラーリージャーニー国会議長の発言 (6月20日) がある。

¹⁶ これに関連して、松永は、政教関係の側面から、2007年9月の専門家会議の議長選出過程において、イスラーム法学者の統治体制におけるシーア派宗教界の存在意義が失われ、また、今次大統領選挙にて同体制の危機が露呈したとの分析を提示している [松永 2007; 2009]。

¹⁷ 前回の第9期大統領選挙第二回投票では、ラフサンジャニーに対するネガティブ・キャンペーンが展開されたが、蓄財や政治理念の無節操さが批判される程度で、体制の敵とまで位置づけられなかった [佐藤 2005: 78]。また、革命防衛隊が、「ピロード革命」に対する脅威認識を醸成させてきた過程については、佐藤 (2009d) を参照。

¹⁸ 国民個々の政治姿勢については、有意な一定数以上の世論調査やインタビューが望ましいが、信頼に足る調査が存在しないため、現時点では報告者が有する僅かな個別事例と、本文下記の傍証によって推測するのが限界である。なおインターネットに出回っているイラン国内世論の調査結果・所見は、政治的色分けの過度な単純化が顕著で、実証性という観点からは参照に値するものが存在しない。

¹⁹ Szrom (2010) は、補助金目的化法が、革命防衛隊によるクライエンタリズムを強化するとの興味深い議論を展開している。

²⁰ 国民を敵と味方に分ける認識は、「今や中立の人間などおらず、革命を護るか、それともそれを転覆しようとするかの二つの潮流しかない (ジャヴァーニー革命防衛隊政治部長、7月5日)」との革命防衛隊首脳の言明からも明瞭である。

²¹ 事件が発生したタラシュト地区は、近くに同国西部方面への長距離バスターミナルがあり、近年は地価の安さからアパートメントの建設が急速に進んでいる中産・庶民層向けの新興住宅地と位置づけられる。